

## 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

(平成 18 年 07 月 26 日環境省告示 98 号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第六條の二十四の二及び第十二條の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物を次のように定め、平成十八年八月九日から適用する。

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第六條の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物(令第三條第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。)とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
  - 一 廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。))第二條の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。)(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったものに限る。)
  - 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物(令第二條の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)
  - 三 ポリ塩化ビフェニル処理物(令第二條の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。)(前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したのものに限る。)
  - 四 廃石綿等(令第二條の四第五号ヘに規定する廃石綿等をいう。)
  - 五 石綿含有産業廃棄物(令第六條第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。)